

(医療施設調査)

**前回部会（第 113 回人口・社会統計部会）において追加説明等を求められた
事項への回答**

調査事項の変更 エ「受動喫煙対策の状況」について

「1 敷地内を全面禁煙としている」、「2 特定屋外喫煙場所を設置している」となっているが、現在、総務省で審査中である厚生労働省健康局の「喫煙環境に関する実態調査」（一般統計調査）における喫煙環境に係る選択肢をみると、「1 敷地内全面禁煙」、「2 特定屋外喫煙場所を設置」以外の選択肢が設けられている。両調査間の整合性はどうなっているのか。1, 2以外の選択肢は必要ないか。

(回答)

受動喫煙に関する選択肢については、事実関係としては、前回部会の時点では「医療施設調査」と「喫煙環境に関する実態調査」の選択肢は整合がとれており、政策部局の意向を踏まえたものとなっております。

しかし、「喫煙環境に関する実態調査」において、以下のとおり、受動喫煙対策の措置をしていない場合も把握できるよう修正したことを受け、医療施設調査においても整合を図るため、修正を検討いたします。

▶「喫煙環境に関する実態調査」修正（案）

問 3 貴事業所におけるたばこ（火をつけて喫煙するたばこ）の喫煙環境について、当てはまる番号に1つ○をつけてください。

(1) 敷地内全面禁煙としていますか。

- 1 禁煙にしている
- 2 禁煙にしていない

(2) 特定屋外喫煙場所を設置していますか。

- 1 設置している
- 2 設置していない